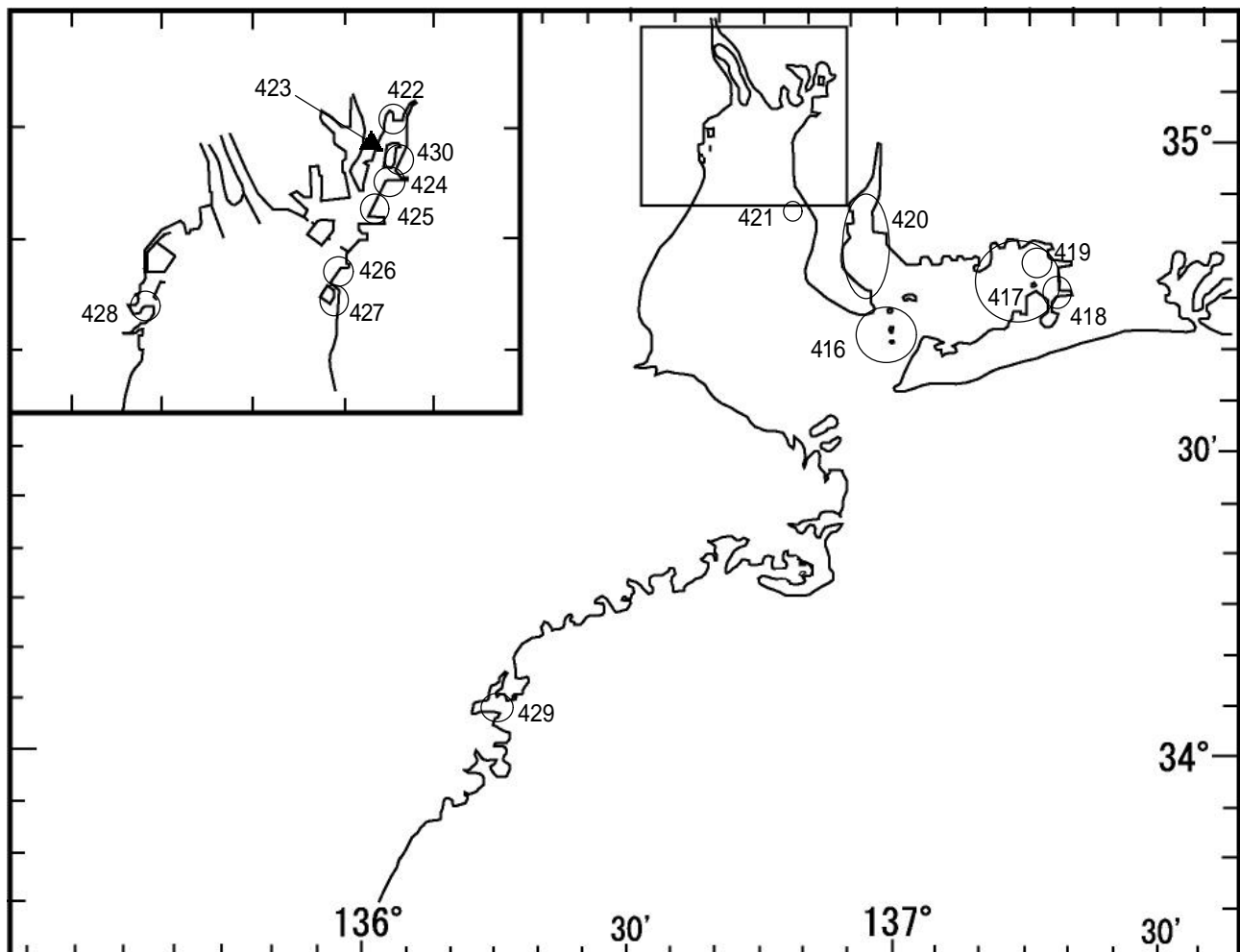


四管区水路通報第 20 号

平成 16 年 5 月 26 日

第四管区海上保安本部

第 4 1 6 項	本州南岸	中山水道及付近	環境調査
第 4 1 7 項	本州南岸	三河港	水質調査
第 4 1 8 項	本州南岸	三河港南部	底質調査
第 4 1 9 項	本州南岸	三河港北部	ヨットレース
第 4 2 0 項	本州南岸	衣浦港及知多湾	水質調査
第 4 2 1 項	本州南岸	常滑港	橋脚灯設置作業等
第 4 2 2 項	名古屋港	第 1 区	ヨット帆走訓練
第 4 2 3 項	名古屋港	第 1 区	海上行事
第 4 2 4 項	名古屋港	第 2 区	栈橋撤去等
第 4 2 5 項	名古屋港	第 3 区	掘下げ作業
第 4 2 6 項	名古屋港	第 5 区	掘下げ作業
第 4 2 7 項	名古屋港	第 5 区	小型船舶操縦訓練
第 4 2 8 項	本州南岸	四日市港、第 3 区	海上訓練
第 4 2 9 項	本州南岸	尾鷲港付近	流速計設置期間変更
第 4 3 0 項	名古屋港	第 3 区	防舷材取替補修工事



16年416項 本州南岸 - 中山水道及付近 環境調査

下記区域で、作業船による採水、採泥作業、ネットをえい航しての環境生物調査が実施される。

期 間 平成16年6月7日(予備日6月8日~10日)の日出~日没

区 域 下記10地点付近

(1) 34-38-41N 136-59-02E

(2) 34-38-28N 137-00-21E

(3) 34-37-58N 136-59-37E

(4) 34-37-42N 136-58-58E

(5) 34-37-22N 137-00-09E

(6) 34-39-09N 137-01-52E

(7) 34-39-27N 137-00-28E

(8) 34-35-14N 136-58-13E

(9) 34-40-38N 136-58-59E

(10) 34-41-24N 137-03-37E

海 図 W1054 - W1064 - W1052 - W1053

出 所 名古屋海上保安部

16年417項 本州南岸 - 三河港 水質調査

下記区域で、作業船による採水作業が実施される。

期 間 平成16年6月7日~13日までのうち1日間の日出~日没

区 域 下記6地点付近

(1) 34-47-55N 137-17-44E

(2) 34-47-42N 137-18-13E

(3) 34-46-38N 137-16-25E

(4) 34-43-46N 137-13-09E

(5) 34-42-23N 137-14-15E

(6) 34-41-35N 137-13-51E

海 図 W1057A - W1057B - W1052

出 所 三河港長

16年418項 本州南岸 - 三河港南部 底質調査

船渡ふ頭北方で、作業船による採泥作業が実施される。

期 間 平成16年5月27日~29日までの0820~日没

区 域 下記地点付近

34-43-38.6N 137-20-23.6E

海 図 W1057B

出 所 三河港長

16年419項 本州南岸 - 三河港北部 ヨットレース

下記区域でヨットレースが実施される。

期 間 平成16年6月6日の1000～1500
区 域 下記地点を中心とする半径1.5海里の円内
34-46-26N 137-16-21E
備 考 レースに約10～15艇が参加する
海 図 W1057A
出 所 三河港長

16年420項 本州南岸 - 衣浦港及知多湾 水質調査

下記区域で作業船「源昌丸」(2.8トン)による水質調査が実施される。

期 間 平成16年5月26日の0830～1600
区 域 下記8地点付近
(1) 34-46-30N 136-59-48E
(2) 34-48-42N 136-57-48E
(3) 34-48-18N 136-55-48E
(4) 34-46-30N 136-55-48E
(5) 34-46-30N 136-57-48E
(6) 34-44-30N 136-57-48E
(7) 34-44-30N 136-59-48E
(8) 34-42-00N 136-59-18E
海 図 W1056 - W1052 - W1053 - W1051
出 所 衣浦海上保安署

16年421項 本州南岸 - 常滑港 橋脚灯設置作業等

中部国際空港連絡鉄道橋付近で作業船による橋脚灯及び橋梁標の設置作業が実施される。

期 間 平成16年5月29日～6月5日(予備日6月6日～13日)の日出～日没
区 域 下記地点付近
34-52-28N 136-49-15E
海 図 W1025
出 所 常滑海上保安署

16年422項 名古屋港 - 第1区 ヨット帆走訓練

ガーデンふ頭南側でヨット帆走訓練が実施される。

期 間 平成16年6月6日、13日、19日、20日、27日の1000～1630
区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 35-05-13N 136-52-59E
(2) 35-04-51N 136-52-43E
(3) 35-04-58N 136-52-27E

(4) 35-05-15N 136-52-44E

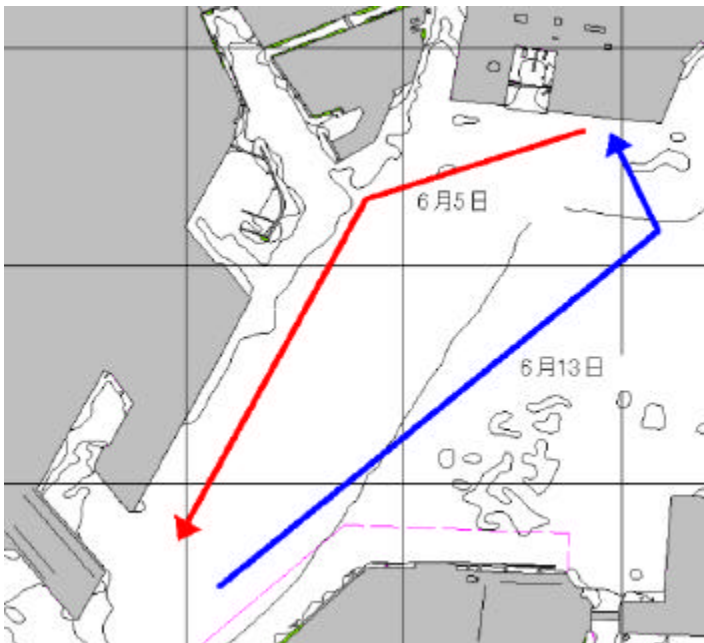
標 識 訓練区域に黄色ブイが設置される。
備 考 警戒船を配備する。
海 図 W 1 0 5 5 A
出 所 名古屋港長

1 6 年 4 2 3 項 名古屋港 - 第 1 区 海上行事

下図に示す区域で、消防艇「銀竜」(45トン)による客船「ふじ丸」(23,235トン)の
歓迎放水が実施される。

期 間 平成16年6月 5日の1600～1630
平成16年6月13日の1330～1400

海 図 W 1 0 5 5 A
出 所 名古屋港長



1 6 年 4 2 4 項 名古屋港 - 第 2 区 棧橋撤去等

潮見ふ頭(9号地)の下記棧橋は撤去、廃止された。

名 称 B 1 ジャパンエナジー棧橋
位 置 35-04-19N 136-52-28E (概位)
符 号 B 1

名 称 三菱石油第 2 棧橋
位 置 35-04-12N 136-52-15E (概位)
符 号 B 2

名称 三菱石油第3 棧橋
位置 35-04-05N 136-52-09 (概位)
符号 B 3

標識 B 2、B 3 棧橋に設置の灯は撤去された。
海図 W 1 0 5 5 A
出所 第四管区海上保安本部、名古屋港長

1 6 年 4 2 5 項 名古屋港 - 第 3 区 掘下げ作業
東海元浜ふ頭 (南 2 区) 西側で、作業船及び潜水土による掘下げ作業が実施される。
期間 平成16年6月1日～7月5日の日出～日没
区域 下記地点付近
35-01.5N 136-51.4E
備考 警戒船を配備する。
海図 W 1 0 5 5 A
出所 名古屋港長

1 6 年 4 2 6 項 名古屋港 - 第 5 区 掘下げ作業
南浜ふ頭 (南 4 区) L 1 棧橋周辺で、作業船による掘下げ作業が実施される。
期間 平成16年6月7日～30日までの日出～日没
区域 下記地点付近
34-58.6N 136-49.4E
備考 警戒船を配備する。
海図 W 1 0 5 5 B
出所 名古屋港長

1 6 年 4 2 7 項 名古屋港 - 第 5 区 小型船舶操縦訓練
下記区域で小型船舶操縦訓練及び実技国家試験が実施される。
期間 平成16年6月3日、4日、6日、20日の0900～1530
区域 下記4地点により囲まれる区域
(1) 34-57-01N 136-49-34E
(2) 34-56-34N 136-49-13E
(3) 34-56-40N 136-49-03E
(4) 34-57-07N 136-49-25E
標識 区域内に赤色簡易浮標が6個設置される。
海図 W 1 0 5 5 B
出所 名古屋港長

16年428項 本州南岸 - 四日市港、第3区 海上訓練

下記区域でヘリコプター及び船艇による海上訓練が実施される。

期 間 平成16年6月10日の1330～1430
平成16年6月11日の1000～1100、1330～1430

区 域 下記7地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-57-43N 136-38-43E
- (2) 34-57-46N 136-38-45E
- (3) 34-57-44N 136-38-49E
- (4) 34-57-51N 136-38-51E
- (5) 34-57-51N 136-38-59E
- (6) 34-57-33N 136-38-54E
- (7) 34-57-33N 136-38-47E

備 考 警戒船を配備する

海 図 W94

出 所 四日市港長

16年429項 本州南岸 - 尾鷲港付近 流速計設置期間変更

(四管区水路通報 16年 18号 392項 削除)

下記位置に流速計が設置されている。

期 間 平成16年6月14日まで

位 置 下記地点

34-04-59.4N 136-14-32.6E (割亀島南灯浮標 至近)

標 識 流速計設置位置に、白紅白旗及び、点滅式黄色灯付浮標を設置する。

海 図 W1059 - W75

出 所 第四管区海上保安本部

16年430項 名古屋港 - 第3区 防舷材取替補修工事

新宝ふ頭(南1区)C4岸壁で、クレーン台船及び潜水土による防舷材取替補修工事が実施されている。

期 間 平成16年6月30日まで(内4日間)の0700～日没

区 域 下記地点付近

34-03.3N 136-52.9E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W1055A

出 所 名古屋港長

「四管区水路通報」に関する問合わせ先

第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎(6階)

TEL 052-661-1611(内線2515)

FAX 052-654-2536(FAXサービス兼用)

E-mail zushi4@jodc.go.jp

第四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm>

海上保安庁海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

また、FAXによるポーリングサービスも行っています。

FAX番号は『052-654-2536』です。なお、Fコードやパスワードは設定していません。
(ポーリング受信のモードで、上記番号にアクセスします。機種によってはパスワードの入力を求められますが、その際は適当な4桁の数を入力します。)

=====

インターネットによる航行警報の提供について

インターネットにより、航行警報(NAVAREA XI航行警報、NAVTEX 航行警報、日本航行警報、管区(保安部)地域航行警報)を提供しています。

また、携帯電話(iモード、EZ-ウェブ、J-SKYウェブ)へのサービスとして、NAVTEX 航行警報、管区(保安部)地域航行警報のうち、沿岸海域(約50キロメートル以内)を設け提供しています。

航行警報アドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/nwj.html>

携帯電話用アドレス

iモード対応機種 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/>

EZ-ウェブ対応機種 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/ez/>

J-SKYウェブ対応機種 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/js/>

=====

「四管区海洋速報」について

インターネットを利用する方法、電子メール配信による方法、ポーリングサービスを利用する方法があります。

- ・インターネットによる閲覧は、四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレスにアクセスし、「海のように」、「四管区海洋速報」を順次選択してください。
- ・電子メールによる配信を希望する場合は、下記宛に、E-mailアドレス・住所・氏名(機関名)・(機関名の場合は担当者名)・電話番号をお知らせください。
- ・ポーリングサービスを利用する場合は、Fコード機能が付いたFAXが必要です。
Fコード機能のないFAXを使用した場合は「四管区水路通報」が配信されますのでご注意ください。
Fコードの利用方法はお手持ちのFAXの取扱説明書をご覧ください。
FAX番号は052-654-2536、Fコードは「9640」、パスワードは設定していません。

第四管区海上保安本部 海洋情報部 海洋調査課 海象担当

電話番号 052-661-1611 (内線2535)

電子メール suiro-4@kaiho.mlit.go.jp

=====

船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域(東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。)に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。(したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。)

通報の時機はいつですか？

- * 入港24時間前までに通報してください。
ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか？

- * 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。
日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。)

その他、通報の方法はどうなっていますか？

- * 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人(代理店等)もOK
- * 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

- * 直ちに、所定の通報先に通報してください。
ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。)

詳しくは最寄りの管区海上保安本部警備課まで

国土交通省、海上保安庁のHPもご覧ください。

国土交通省ホームページ：<http://www.mlit.go.jp/>

海上保安庁ホームページ：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>